

# 政治倫理審査会記録

令和3年9月10日

【開催日】 令和3年9月10日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後2時～午後3時20分

【出席委員】

会 長	矢 田 松 夫	副 会 長	岡 山 明
委 員	伊 場 勇	委 員	笹 木 慶 之
委 員	水 津 治	委 員	杉 本 保 喜
委 員	恒 松 恵 子	委 員	中 岡 英 二

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議 長	小 野 泰	議 員	山 田 伸 幸
-----	-------	-----	---------

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	島 津 克 則
庶務調査係書記	岡 田 靖 仁		

【審査内容】

- 1 山田伸幸議員に対する弁明の機会の付与
- 2 審査結果について
- 2 その他

---

午後2時 開会

---

矢田松夫会長 ただいまから第6回の政治倫理審査会を開催します。皆さん方のお手元に杉山さんから意見書が提出されておりますので、参考に見ていただくようお願いしておきます。それから、次第の1の山田伸幸議員に対する弁明の機会の付与であります。これまでの審査会の経緯を私のほうでまとめておりますので、報告をさせていただきます。今回の山田議員の行為については、政治倫理条例の第3条第1号に掲げる政治倫理基準に違反する行為はあり、同条の第5号については、政治倫理基準

に違反する行為はなかったということでもあります。その理由については、ブラック企業発言は、事業者名を具体的に示さず行った結果、太陽産業株式会社の労働環境は劣悪なのではといった負の印象を抱かせてしまったというふうに認められる。山田議員は、当該発言の約1か月後に事業者を取り違えていたことを認識したけれど、発言訂正は約2年8か月後に行っている。その間、訴訟の提起など事態は深刻化してしまったということでもあります。本市の議員は、政治倫理条例により市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならず、速やかな発言訂正と太陽産業株式会社への謝罪をすべきであった。これができなかった点については、倫理条例の第3条第1号に規定する市民全体の代表者としての品位と名誉を保持しているとは認められないということです。次に、同条例第3条第5号に掲げる政治倫理基準の遵守については、ブラック企業発言は、常任委員会委員長による委員会審査結果報告に対する質疑でなされたものである。これは、低価格での契約締結の適否をただすために行われたものと認められ、市が締結する請負契約に関し、不利となる取り計らいをしたとは認められないということでありました。そこで、これらのことを含めて、本日は、政治倫理条例第7条の第3項に規定により、本日は、被審査議員であります山田伸幸議員に弁明の機会を付与するというので、御出席いただきましたので、山田議員から、その弁明、今のことに対する御意見、発言がありましたらお願いします。

山田伸幸議員 委員会の状況については、傍聴もしましたし、その記録についても見させていただきました。今、会長が読み上げられた結論なるものについて、弁明させていただきます。今回の結論案、このような結論を政治倫理審査会で出されるのであれば、それは基本的に適用条例が間違っていると言わざるを得ません、現在の政治倫理条例では議会内の議員の発言や行為に関しては、処罰の対象とはしておらず、よって、政治倫理審査会に再審査をお願いする以外にありません。ではなぜ、現在の政治倫理条例では議員の議会内での発言や行為は処罰できないのか。市議会議員の議会の発言や行為に関しては、基本的に地方自治法や会議規則、

委員会条例で規定され、懲罰もその中に明記されております。法や関係条例で、基本的に規制がされているものをなぜ屋上屋を重ねて、別の条例を作らねばならないのか。本来の法の体系からいっても、そのようなことはおかしいし、やってはならないことです。政治倫理条例は、議会外での議員の行為を規制するために作られた条例であります。政治倫理とは、辞書で検索すると、汚職不正のことだと書かれています。つまり、単なる議員のモラルを規制するものではなく議会外の行為として、議員が職権を利用しての汚職や不正を防止し、規制するために作られた条例だからです。なぜなら、議会開会中の議員の発言や行為は、地方自治法等で規制できても、議会外の議員の活動に関しては、公職選挙法という寄附行為等のように、それを規制できる法や条例がほとんどなかったからです。議会外の議員の行為に関して、政治倫理条例第3条で制限列举された範囲内で不正行為を規制する趣旨で作られたのが、この政治倫理条例だったわけです。政治倫理審査会の審議の中では、この法や条例の体系に関して、厳密に検討されることなく、議会運営委員会が出された私の発言は不穏当との結果を受ける形で政治倫理審査会として結論を出されたとしたら、それは大きな間違いであり、残念なことでしかありません。なぜなら、議会運営委員会認定された事項は、地方自治法に基づいた不穏当発言認定などで、政治倫理審査会で議論される対象はあくまで政治倫理条例であり、その条例で、今回の事案を裁こうとしているからです。地方自治法が適用された議員の議会内での発言に関して、もし裁くのであれば、地方自治法で裁くのが当然であります。別の法や条例で裁くことはできないし、その上、政治倫理条例では全く適用できない条例だからです。結論の中で、政治倫理審査会には正当にも、第3条第5項は適用できないと明確にされています。しかし、第1項にある市民の代表として、品位をうんぬんは適用できるとされています。しかし、この第1項にあるのは、議会外であっても、議員は市民の代表として品位を持って、自らを律することを求めているだけで、少なくとも疑われる行為はしてはならないと書かれているのが本来であり、以前の公職選挙法事件もこの第3条第1項が適用されたわけです。議員が自らを律

するように求めた項目を適用して処罰を与えるなど、本来の条例適用の基本が間違っていると言えます。もし、このような議会内での議員の発言が、この政治倫理条例で裁かれるようなことになれば、今後は、議会の議員の発言は、地方自治法などではなく、この条例が適用されることになります。例えば、8月17日に開かれた政治倫理審査会の審議の中で、岡山副会長が二度にわたって、企業の実名を挙げて発言を行いました。これこそ、品位に欠ける発言でありましたが、どの委員からもそのことをとがめる発言や批判はありませんでしたし、岡山議員からも釈明はありませんでした。それでは、この岡山議員の発言は、この政治倫理条例を適用して、処罰の対象となるのか。違います。議会の発言や行為に関する処罰は全て地方自治法と会議規則、委員会条例が適用されるのです。今回の私の議会内での発言に関して、政治倫理条例が適用できると、もし議会事務局が判断していたとしたら、それは困ったことになります。法や条例を扱う市の法務担当にも、まずきちんと確認すべき事項ではなかったでしょうか。できない条例の適用など、もってのほかだからです。以上のことから、今回の政治倫理審査会の結論に関して、私は納得できませんし、政治倫理審査会で再審査を求めたいと思います。以上です。

矢田松夫会長 事実を述べて弁明するということの山田議員の発言でしたということでもいいんですね。

山田伸幸議員 まとめたことが間違っていますよという指摘です。

矢田松夫会長 山田議員の発言が終わりましたので、山田議員については退席をお願いします。

(山田伸幸議員退室)

矢田松夫会長 山田議員の発言が終わりました。弁明の機会を設けて、山田議

員に発言いただきました。今の山田議員の発言に対して、皆さん方から御意見がありましたらお願いします。最初に私が言いましたように、弁明とは、言い逃れではなく、事実を述べて理解を得るというふうに言ったんですが、反論が多かった。事実じゃなくて、弁解に近かったんですが、皆さん方の御意見を。私はそのように思っただけです。

岡山明副会長 山田議員の状況は、委員長から説明された審査内容の部分、委員長が最初に話された部分の回答が話にはなかった。弁明ということで話をされたけど、第3条第5号については、対象外ですので、第3条第1号に関して、ブラック企業の釈明というのは、私は感じなかった。もう一つは、市民の信頼に値する倫理性を自覚して、品位の保持の部分は、もう少し、山田議員からその辺の話を、ブラック企業発言に対してのそういう付随したような形の弁明がちょっと欲しかったなと思います。個人的にはそう思います。

矢田松夫会長 ということで、山田議員の発言に対して、まだまとまっていないようなので、少し休憩して、ちょっと整理していただいて、それからまた再開するということにしたいと思います。もう1回の山田議員の弁明といたしまししょうか、発言をもう1回思い出して、それぞれの御意見を頂きたいと思いますので、少し休憩します。

---

午後 2 時 1 5 分 休憩

---

---

午後 2 時 3 0 分 再開

---

矢田松夫会長 第6回政治倫理審査会を再開します。先ほどの山田議員の弁明の機会に対する発言がありましたけれど、データを書き起こす時間が少し掛かっております。私たちも山田議員の発言を慎重審議しなくてはいけないという責務がありますので、もう少し休憩を延ばして、データの書き起こしをしていただきたいと思います。暫時休憩をします。

---

午後 2 時 3 2 分 休憩

---

---

午後 2 時 5 5 分 再開

---

矢田松夫会長 それでは休憩解き、政治倫理審査会を再開します。この休憩時間中に、山田議員から発言があった内容について、テープを書き起こし、休憩時間中に皆さん方に再読をしていただきました。慎重審議をするということで、2回も3回も休憩時間中に読んでいただきました。山田議員の発言に対して、議会内のみの活動が対象であるというふうに言われましたので、それらについて事務局から見解について述べていただきたいと思っております。山田議員の発言について、議会事務局のほうでありましたらお願いします。

岡田議会事務局書記 山田議員から、この政治倫理条例につきまして、対象が議会外の行動に限られるのではないかとということですが、議会事務局の見解といたしましては、議会外に限るというところの根拠を見いだすことができませんでした。第3条を御覧いただきますと、条文の中に議会外の行動に限るという文言がないことと、あとは条例の立法形成過程において、その部分が議会外に限るものなのか、それとも議会内のことも包含するのか、その部分について議論はされていなかったと聞いておりますので、この度のことにつきまして、その対象をどこまで包含するのかわかるといいますのは、現議会の解釈によるかと考えております。以上になります。

矢田松夫会長 ということで、議会事務局からの報告を頂きました。本日は、山田議員にお越しいただきまして、弁明の機会を付与しまして、そして先ほど申し上げましたように、もう一度データを書き起こして、皆さん方に読んでいただきました。これらについて、皆さん方の発言、御意見がありましたら、お願いします。

岡山明副会長 弁明を聞いたんですが、私はずっと倫理審査会で政治的、道義的責任はどうなんですかというのを聞いてきた。今回の弁明につきましては、山田議員のほうから政治的、道義的発言が私はなかったと思っております。そういう意味で、倫理審査会としてなかなか厳しい状況であると思っております。私自身もこの弁明に対して、ちょっとどうかという状況がありました。

矢田松夫会長 山田議員に弁明の機会を設け、発言していただきましたが、山田議員に対しての御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということで次に進めさせていただきます。それでは、山田議員の行為は、政治倫理基準第3条第1号に違反するという最終的な結論ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議なしという全員の意見、結論を頂きました。それでは、政治倫理基準に違反する行為があったということに決定しました。ここで暫時休憩します。3時10分まで休憩します。

---

午後3時	休憩
------	----

---

---

午後3時10分	再開
---------	----

---

矢田松夫会長 それでは休憩を解き、倫理審査会を再開します。休憩前の結論は、政治倫理基準第3条第1号に違反する行為があったと決定しました。それでは次に、政治倫理条例の第7条第5項に定める山田議員に対する措置をどのようにしますかということであります。皆さん方のお手元にありますように、第1号は、議場における議長の注意。それから第2号については、議場における謝罪文の朗読であります。どちらかでも構いませんし、両方でも構いませんので、皆さんの意見を求めます。御意見がなければ、議長の注意、そしてさらに謝罪文の朗読の措置を講ずることについて、条例のどおりで異議はないかということをご皆さん方に問い



ます。どうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり異議なしという皆さん方の声を頂きまして、そのようにしていきたい。そのようにというのは、第1号の議場における議長の注意もし、さらには、議場における謝罪文の朗読の処置を講ずるということに決定しました。それでは、本日決定しましたことについて、私のほうでまとめたものを報告しますので、お願いします。審査結果及びその理由であります。ブラック企業発言については、広島高等裁判所における判決の中で、名誉を毀損したとして、不法行為を構成するとは言えないとされていますけれど、本市の第63回議会運営委員会では、不穏当発言であると認定をされております。議会は言論の府であり、発言の自由は保障されるべきものであるが、法令等により議員は、議会の会議において、無礼な言葉を使用してはならず、また議会の品位を重んじなければならないということでもあります。条例第3条第1項に掲げる政治倫理基準の遵守について、本件ブラック企業発言は、事業者名を具体的に示さずに行った結果、太陽産業株式会社の労働環境は劣悪なものではといった負の印象を抱かせてしまうものであったと認められます。山田議員は答弁発言の約1か月後に事業者を取り間違えていたことを認識しておりましたけれど、発言訂正は約2年8か月後に行っております。その間、訴訟の提起など、事態は深刻化していった。本市の議員は政治倫理条例により市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならないと、速やかな発言訂正と太陽産業株式会社への謝罪をすべきであった。これができなかった点は、条例第3条第1号に規定する市民全体の代表者としての品位と名誉を保持していると認められない。次に、条例第3条第5号についてであります。これについては、政治倫理基準の遵守について、上記1のブラック企業発言は、常任委員会委員長による委員会審査結果報告に対する質疑でなされたものである。これは低価格での契約締結の適否をただすために行われたものと認められ、市が締結する請負契約に関して、不利となる取り計らいをしたとは認めないということでもあります。山田議員に対する措置としましては、議場における議長の注意及び謝罪文の朗読です。以上となりますが、これでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは委員の皆さん方に異議はないということですので、報告書の最終的な調整は、会長に一任いただけるということを確認していきたいと思いますが、いかがでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）一任に異議なしということですので。それでは、審査結果報告書の最終調整については、私が行うということですので、審査結果報告書については、私から議長へ提出するということですので。こういうことでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、審査結果報告書の提出をもって、審査会委員の任期は終了となるということですのであります。その他で何か御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）意見はなしということですのでありますので、以上をもちまして、第6回の政治倫理審査会を終了します。御苦勞様でした。

---

午後 3 時 2 0 分 散会

---

令和 3 年（2021 年）9 月 1 0 日

政治倫理審査会長 矢 田 松 夫